

建設業の事業主のみなさまへ

～ 所属労働者が特定の工事現場に付随しない業務を行う場合は
事務所等の労災保険（継続事業）を成立させる必要があります ～
成立（加入）手続きが済んでいない場合は速やかに手続きしましょう。

労働保険の適用

建設業に適用される労働保険は3種類

	保険の種類	加入の義務	給付の概要
労災保険	①建設工事現場での労災保険 (いわゆる現場労災)	元請事業場の事業主	建設工事現場作業に従事する労働者に生じた業務上災害(疾病)又は通勤災害に係る労災給付
	②建設工事現場以外の資材置場や倉庫での労災保険 (いわゆる事務所労災)	元請事業場・下請事業場に 関係なく 、従事する労働者がいる事業主	事務所や作業場など建設工事現場以外で業務に従事する労働者に生じた業務上災害(疾病)又は通勤災害に係る労災給付
雇用保険	③雇用保険 (適用事業所・被保険者)	元請事業場・下請事業場に関係なく、雇用保険資格者を雇用する事業主	労働者が失業した場合や、雇用の安定を図るための各種給付金・助成金

適用・手続きの説明

下請専門事業場であっても必要

●「事務所等」の労災保険（「事務所労災」）

- ①事務職の労働者を雇用していない場合でも建設業務従事者が「特定の工事現場に付随しない業務」に従事する見込みがある場合は、保険関係の成立が必要です。
(既に事務所等の労災保険を成立している場合は下記「保険料の計算」に留意してください。)
- ②適用単位(事業場)は、原則、当該建設事業場(事業主)の事務所所在地となります。
(ただし、組織的に独立した事業が他にある場合を除きます。)
- ③適用業種については主たる業態により判断されます。

●「特定の工事現場に付随しない業務」とは

原則、元請事業が関連しておらず、かつ、有期事業にも該当していないことが前提です。
具体例としては以下の①～④の業務等が該当します。

- ①土場・資材置き場等での整理作業(※)や所属事業場施設内での作業
- ②見積書作成のため取引先への現場状況確認
- ③事業として行わない防災対策作業や災害復旧作業、除雪作業
- ④所属事業場の修繕作業 等

(※)土場・資材置き場等での整理作業には、型枠、重機、電動工具等の清掃、整理整頓、メンテナンス作業等があります。

保険料の計算

保険料の算定にあたっては「特定の工事現場に付随しない業務」に従事した部分の賃金額を算出し、算定基礎に含めてください。

※「特定の工事現場に付随しない業務」に従事した部分の賃金額は根拠となる資料(出勤簿、出面等)等を基に算出してください。根拠となる資料がない場合は、実態等から当該作業の日数、時間数を推算し、これに応じた賃金額を算出してください。

お問い合わせ

成立(加入)に関すること

最寄りの労働基準監督署または
群馬労働局総務部労働保険徴収室

労災の給付に関すること

最寄りの労働基準監督署または
群馬労働局労働基準部労災補償課

厚生労働省

群馬労働局

(R7.11)